

職発0405第12号
能発0405第7号
平成23年4月5日

各都道府県知事
殿
各都道府県労働局長

厚生労働省職業安定局長

職業能力開発局長

東日本大震災等に係る離職者に対する職業転換給付金制度の適用等について

標記について、平成23年3月24日付け職発0324第17号・能発0324第3号によって通達されたところであるが、今般「激甚な災害を受けた地域」を下記のとおり拡大したので、その取扱いに遺漏なきよう特段の御配意を御願います。

記

- 1 平成23年3月24日付け職発0324第17号・能発0324第3号通達（以下「通達」という。）記第1において指定した地域に次の地域（以下「当該地域」という）を加えること。

長野県下水内郡栄村、新潟県十日町市、上越市、中魚沼郡津南町、栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、茂木町、市貝町、若しくは芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町若しくは那珂川町、千葉県旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

2 当該地域の指定については、平成23年4月5日から平成24年3月23日までの間とする。